

令和7年3月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第27129号 損害賠償等請求事件

(口頭弁論終結日 被告 [redacted] につき令和7年2月5日、被告

[redacted]、被告 [redacted]、被告 [redacted] 及び被告 [redacted]

5 につき令和7年2月19日)

判 決

[redacted]

原 告 [redacted]
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
10 同 太 田 賢 志
同 五 反 章 裕
同 見 次 友 浩

住居所不明

(最後の住所 東京都 [redacted]

15 [redacted]

被 告 [redacted]

[redacted]

群馬県 [redacted]

被 告 [redacted]

[redacted]

20

住居所不明

(最後の住所 [redacted]

被 告 [redacted]

神奈川県 [redacted]

25 被 告 [redacted] 株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

神奈川県

被 告

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、8986万5684円及びこれに対する
5 令和7年1月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の原因

- (1) 原告は、SNSを通じて知り合った氏名不詳者らから、同人らのサポートのもと金取引を行えば多額の利益が得られるなどと虚偽の事実を告げられ、これを信じて、令和6年3月22日から同年5月22日までの間、複数回に
15 わたり、複数の金融機関の口座に対し、合計1億0012万4071円を送金した。
- (2) 被告らは、上記(1)の詐欺行為による被害金の振込先として指定された口座から、さらに資金を移転した先の銀行口座を提供した者である。被告らは、
20 上記(1)の氏名不詳者らと共謀し、犯行に必要な銀行口座を持ち寄りあい、原告から上記(1)の金額を騙取したものであり、共同不法行為責任を負うことは明らかである。また、被告らが口座提供行為を行ったにすぎないと仮定しても、この種の犯行は、犯行グループにおいて、被害者に送金させた資金を犯罪利用口座に次々に移転して、被害者や捜査機関からの追及を困難に
25 しながら敢行されるものであって、被告らが銀行口座を提供した行為は、一連の犯行全体を幫助するものである。

(3) 上記(1)の詐欺行為と相当因果関係のある損害の額は、上記(1)の1億0012万4071円と弁護士費用1000万円の合計1億1012万4071円であったところ、原告は、上記(1)の詐欺行為にかかる他の口座提供者に対する強制執行等を経て、令和7年1月20日までに合計2227万9690円を回収し、これを執行費用、損害金及び元本に充当した。その結果、同時点における原告の損害の額は8986万5684円である。

(4) よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、同額及び令和7年1月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うことを求める。

10 第2 当裁判所の判断

1 被告 [redacted] 及び被告 [redacted] は公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出していない。証拠（甲1の1から甲4の1、甲4の3）によれば、被告 [redacted] 及び被告 [redacted] に対する請求にかかる請求原因事実は全て認められる。

2 被告ドアン [redacted]（以下「被告ドアン」という。）は、本件第1回口頭弁論期日において陳述したものとされた答弁書において請求原因事実を争う旨述べるものの、その具体的主張は明らかとはいえない。証拠（甲1の1から甲4の1、甲5の1）によれば、被告ドアンにかかる請求原因事実は全て認められる。

なお、仮に被告ドアンが自己の銀行口座を氏名不詳者らに提供したことを否認し、紛失したキャッシュカードを悪用された旨主張するものであるとしても、一般に、銀行口座に預けられた資金は、キャッシュカードだけでなく暗証番号やパスワード等がなければ出金・送金できないことは明らかであり、被告ドアンの主張は不自然であるといわざるを得ない。また、証拠（甲4の1）によれば、被告ドアン名義の銀行口座には、原告が詐欺の被害金を振り込んだ [redacted]

5 合同会社名義の銀行口座から1000万円が送金されていることが認められ、詐欺の首謀者たる氏名不詳者らにおいて、たまたま拾得したキャッシュカードにかかる口座をこのような高額の資金移転先として利用することは考え難い。よって、上記主張を採用することはできず、被告ドアンは、自ら詐欺の犯行グループに自己の口座を提供したものと認めるのが相当であり、共同不法行為責任を免れない。

3 被告 株式会社及び被告 は、適式な呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

10 4 以上によれば、被告らは、氏名不詳者らの原告に対する詐欺行為について、少なくとも自己名義の口座を提供することによりこれを幫助したものであるべきであり、氏名不詳者らと共同不法行為責任を負う。そして、原告は、この詐欺行為により騙取された1億0012万4071円及び弁護士費用1000万円に相当する損害を負ったと認められ、うち一部について填補を受けているから、被告らに対し、残額である8986万5684円及びこれに対する遅延損害金を請求することができる。

15 第3 結論

よって、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

20 裁判官

秋山沙織

これは正本である。

令和7年3月5日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 原

瑛子

